

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 13 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 62 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第 3 条 法第 21 条の 6 の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</u> 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第 3 項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>(入所の手続)</p> <p>第 4 条 <u>法第 22 条第 2 項</u>に規定する申込書は、助産施設入所申込書によるものとする。</p> <p>2 <u>法第 23 条第 2 項</u>に規定する申込書は、母子生活支援施設入所申込書によるものとする。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第 3 条 法第 21 条の 6 の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（<u>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）</u> 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第 3 項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>(入所の手続)</p> <p>第 4 条 <u>省令第 22 条第 2 項</u>に規定する申込書は、助産施設入所申込書（<u>第 1 号様式</u>）によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第 23 条第 2 項</u>に規定する申込書は、母子生活支援施設入所申込書（<u>第 1 号様式の 2</u>）によるものとする。</p>

3 法第24条第2項に規定する申込書は、保育所入所申込書（兼保育児童台帳）によるものとする。

（入所の依頼等）

第5条 福祉事務所長は、前条第1項の助産施設入所申込書、同条第2項の母子生活支援施設入所申込書又は同条第3項の保育所入所申込書（兼保育児童台帳）を受理したときは、その適否を調査し、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項の規定による母子保護の実施又は法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。

2 <省略>

（保育の実施等の決定）

第6条 福祉事務所長は、前条第2項の規定によりその受託する旨の通知を受けたときは、助産施設入所承諾書、母子生活支援施設入所承諾書又は保育所入所承諾書により、保育の実施等をする必要がないと認めるときは、助産施設入所不承諾通知書、母子生活支援施設入所不承諾通知書又は保育所入所不承諾通知書により、当該申込者又は省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みをする者若しくはその扶養義務者にその旨を通知するものとする。

（保育の実施等の解除等）

第7条 福祉事務所長は、保育の実施等を解除し、停止し、又は変更したときは、助産実施解

3 省令第24条第2項に規定する申込書は、保育所入所申込書（兼保育児童台帳）（第2号様式）によるものとする。

（入所の依頼等）

第5条 福祉事務所長は、前条第1項の助産施設入所申込書、同条第2項の母子生活支援施設入所申込書又は同条第3項の保育所入所申込書（兼保育児童台帳）を受理したときは、その適否を調査し、法第22条第2項の規定による助産の実施、法第23条第2項の規定による母子保護の実施又は法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第5項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。

2 <省略>

（保育の実施等の決定）

第6条 福祉事務所長は、前条第2項の規定によりその受託する旨の通知を受けたときは、助産施設入所承諾書（第3号様式）、母子生活支援施設入所承諾書（第3号様式の2）又は保育所入所承諾書（第4号様式）により、保育の実施等をする必要がないと認めるときは、助産施設入所不承諾通知書（第5号様式）、母子生活支援施設入所不承諾通知書（第5号様式の2）又は保育所入所不承諾通知書（第6号様式）により、当該申込者又は省令第22条第5項の規定による入所の実施の申込みをする者若しくはその扶養義務者にその旨を通知するものとする。

（保育の実施等の解除等）

第7条 福祉事務所長は、保育の実施等を解除し、停止し、又は変更したときは、助産実施解

除通知書、母子保護実施解除通知書又は保育実施解除（変更）通知書により、当該保育の実施等を受けた者（以下「入所者」という。）又はその扶養義務者及び当該入所者に係る児童福祉施設の長にその旨を通知するものとする。

（保護指導の通知）

第8条 福祉事務所長は、法第25条の8第2号の措置（以下「保護指導」という。）を採るときは、保護指導通知書により、当該保護指導を受ける者又はその保護者にその旨を通知するものとする。

（保護指導の解除等）

第9条 福祉事務所長は、保護指導を解除し、停止し、又は変更したときは、保護指導解除（停止・変更）通知書により、当該保護指導を受けている者又はその保護者にその旨を通知するものとする。

（徴収額の通知）

第13条 市長は、徴収額を決定したときは、助産施設（母子生活支援施設）負担金決定（変更）通知書又は保育料決定通知書により、入所者等にその旨を通知するものとする。

（徴収額の変更）

第14条 <省略>

2 前項の規定による申請は、助産施設（母子生活支援施設）負担金変更申請書又は保育料変更申請書を市長に提出して行うものとする。

3 <省略>

（様式）

第17条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

除通知書（第7号様式）、母子保護実施解除通知書（第7号様式の2）又は保育実施解除（変更）通知書（第8号様式）により、当該保育の実施等を受けた者（以下「入所者」という。）又はその扶養義務者及び当該入所者に係る児童福祉施設の長にその旨を通知するものとする。

（保護指導の通知）

第8条 福祉事務所長は、法第25条の8第2号の措置（以下「保護指導」という。）を採るときは、保護指導通知書（第9号様式）により、当該保護指導を受ける者又はその保護者にその旨を通知するものとする。

（保護指導の解除等）

第9条 福祉事務所長は、保護指導を解除し、停止し、又は変更したときは、保護指導解除（停止・変更）通知書（第10号様式）により、当該保護指導を受けている者又はその保護者にその旨を通知するものとする。

（徴収額の通知）

第13条 市長は、徴収額を決定したときは、助産施設（母子生活支援施設）負担金決定（変更）通知書（第11号様式）又は保育料決定通知書（第12号様式）により、入所者等にその旨を通知するものとする。

（徴収額の変更）

第14条 <省略>

2 前項の規定による申請は、助産施設（母子生活支援施設）負担金変更申請書（第13号様式）又は保育料変更申請書（第14号様式）を市長に提出して行うものとする。

3 <省略>

(委任)

第18条 <省略>

別表第1 (第12条関係)

入所者の属する世帯 の階層区分	徴収額		
	母子生活支援施設 設 (月額)	助産施設	
		基準額	加算額
A 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	<省略>	<省略>	<省略>
B A階層を除き当該年度分 (4月から6月までの月分については、前年度分) の市町村民税非課税世帯	1,100	2,000	<省略>
C A階層及び均等割のみを除外し当該年度分の額 (4月か	2,200	4,000	<省略>
C ₁ A階層及び均等割のみを除外し当該年度分の額 (4月か	2,200	4,000	<省略>
C ₂ ら6月までの月分額がある世帯は、前年度分) の市町村民	3,300	6,000	<省略>

(委任)

第17条 <省略>

別表第1 (第12条関係)

入所者の属する世帯 の階層区分	徴収額		
	母子生活支援施設 設 (月額)	助産施設	
		基準額	加算額
A 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	<省略>	<省略>	<省略>
B A階層を除き当該年度分 (4月から6月までの月分については、前年度分) の市町村民税非課税世帯	0	0	<省略>
C A階層及び均等割のみを除外し当該年度分の額 (4月か	1,100	2,300	<省略>
C ₁ A階層及び均等割のみを除外し当該年度分の額 (4月か	1,100	2,300	<省略>
C ₂ ら6月までの月分額がある世帯は、前年度分) の市町村民	1,700	3,000	<省略>

	税の課税 世帯であ って、そ の市町村 民税の額 の区分が 次の区分 に該当す る世帯			
D ₁	DA階層及 びB階層 を除き前 年分（1 月から6 月までの 月分につ いては、 （助産施 設にあつ ては、 0円）以 下	15,000 円	4,500	9, <省 略>
D ₂	前々年 分)の所 得税課税 世帯であ って、そ の所得 額の区 分が次の 区分に該 当する世 帯	15,001円以 上 4 0,000 円以下	6,700	
D ₃	の所得 額の区 分が次の 区分に該 当する世 帯	40,001円以 上 7 0,000 円以下	9,300	
D ₄	帯	70,001円以 上 18 3,000 円以下	14,500	
D ₅		183, 001円	20,600	

	税の課税 世帯であ って、そ の市町村 民税の額 の区分が 次の区分 に該当す る世帯			
D ₁	DA階層及 びB階層 を除き前 年分（1 月から6 月までの 月分につ いては、 下	30,000 円以 下	3,400	6, <省 略>
D ₂	前々年 分)の所 得税課税 世帯であ って、そ の所得 額の区 分が次の 区分に該 当する世 帯	30,001円以 上 8 0,000 円以下	5,000	
D ₃	の所得 額の区 分が次の 区分に該 当する世 帯	80,001円以 上 14 0,000 円以下	7,000	
D ₄	帯	140, 001円 以上 2 80,000 円以 下	10,900	
D ₅		280, 001円	15,500	

	以上 4 03,0 00円以 下	
D 6	403, 001円	その月の保護実 施世帯に係る措 置費の額（その 額が27,10 0円を超えると きは、27,10 0円とする。）
D 7	703, 001円	その月の保護実 施世帯に係る措 置費の額（その 額が34,300 0円を超えると きは、34,300 0円とする。）
D 8	1,07 8,00 1円以上	その月の保護実 施世帯に係る措 置費の額（その 額が42,500 32,0 00円以 下
D 9	1,63 2,00 1円以上	その月の保護実 施世帯に係る措 置費の額（その 額が51,400 2,3

	以上 5 00,0 00円以 下	
D 6	500, 001円	その月の保護実 施世帯に係る費 用額の4分の3 に相当する額 （その額が20, 300円を超え るときは、20, 300円とす る。）
D 7	800, 001円	その月の保護実 施世帯に係る費 用額の4分の3 に相当する額 （その額が25, 700円を超え るときは、25, 700円とす る。）
D 8	1,16 0,00 1円以上	その月の保護実 施世帯に係る費 用額の4分の3 に相当する額 （その額が31, 900円を超え るときは、31, 900円とす る。）
D 9	1,65 0,00 1円以上	その月の保護実 施世帯に係る費 用額の4分の3 に相当する額

	03,000	円を超えるときは、51,400円とする。)
D10	2,303	その月の保護実施世帯に係る措置費の額 (その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。)
D11	3,117	その月の保護実施世帯に係る措置費の額 (その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。)
D12	4,173	その月の保護実施世帯に係る措置費の額 (その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。)
D13	5,334	その月の保護実施世帯に係る措置費の額 (その

	60,000	(その額が38,600円を超えるときは、38,600円とする。)
D10	2,260	その月の保護実施世帯に係る費用額の4分の3に相当する額 (その額が45,900円を超えるときは、45,900円とする。)
D11	3,006	その月の保護実施世帯に係る費用額の4分の3に相当する額 (その額が53,900円を超えるときは、53,900円とする。)
D12	3,960	その月の保護実施世帯に係る費用額の4分の3に相当する額 (その額が62,500円を超えるときは、62,500円とする。)
D13	5,030	その月の保護実施世帯に係る費用額の4分の3

		6,674,000円以下	額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)
D	1	6,674,000円以上	その月の保護実施世帯に係る措置費の額
	4		

備考

1から3まで <省略>

4 入所者の属する世帯が、この表のB階層に該当する世帯であって扶養義務者のない世帯、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯その他市長が別に定める世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、その徴収額（助産施設にあっては、基準額）は、0円とする。

5 この表のB階層からD₅階層までの区分に係る徴収額が、その月の保護実施世帯に係る措置費の額を超える場合には、この表にかかわらず、当該額をもって徴収額とする。

6 入所者の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費」という。）又は法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）の支給を受けている場合には、この表の規定にかかわらず、その徴収額は、この表の規定により計算した徴収額及びその月のこの表に定

		6,270,000円以下	に相当する額（その額が71,700円を超えるときは、71,700円とする。）
D	1	6,270,000円以上	その月の保護実施世帯に係る費用額の4分の3
	4		に相当する額

備考

1から3まで <省略>

4 徴収額が、その月におけるその助産の実施及び母子保護の実施に係る費用（以下「費用」という。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該費用の4分の3に相当する額をもって徴収額とする。

5 費用の4分の3に相当する額をもって徴収額とする場合において、当該徴収額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

める徴収額に0.1を乗じた額（1円未満の端数金額は、切り捨てる。）に障害児入所給付費の支給に係る障害児の数を乗じて得た額の合計額（以下「徴収総額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額」という。）を控除して得た額とする。この場合において、徴収総額が利用者負担額以下となるときは、0円とする。

(1) 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援に要した費用の額（同項に規定する入所特定費用を含む。）から障害児入所給付費、法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費及び法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費の合計額を控除して得た額

(2) 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を含む。）の額から障害児通所給付費及び法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の合計額を控除して得た額

第1号様式から第14号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。